

# 児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的として支給しています。



## ● 手当を受ける手続きに必要なもの

この手当は認定請求をしない限り支給されませんので、手当を受けるには「福祉こども課子育て支援係」に次のものを添付のうえ認定請求をしてください。

※ 添付書類の証明日は、申請日から1ヶ月以内の日付のものに限ります。

### □ 申請者の戸籍謄本

- ・ 離婚日が記載された戸籍謄本

※申請前1か月以内のもの

ただし、除籍は除きます。

月末のため離婚日の記載が翌月となる場合には、現在の戸籍謄本及び離婚届受理証明書が必要となります。

※後日、離婚日記載の戸籍謄本を提出してください。

### □ 対象児童の戸籍謄本

- ・ 申請者の戸籍に児童が未入籍の場合は、入籍前の児童の戸籍が必要になります。

### □ 申請者及び対象児童の

マイナンバーの通知カード

### □ 申請者と同居している18歳以上の血縁者のマイナンバーの通知カード

### □ 申請者の年金手帳

### □ 申請者名義の通帳

### □ 申請者の本人確認書類

### □ 印鑑

- ・ 認印で可

ただし、スタンプ印は不可です。

- ・ 氏の異なる18歳以上の血縁関係者等がいる場合は、その印鑑もお持ちください。

### □ その他



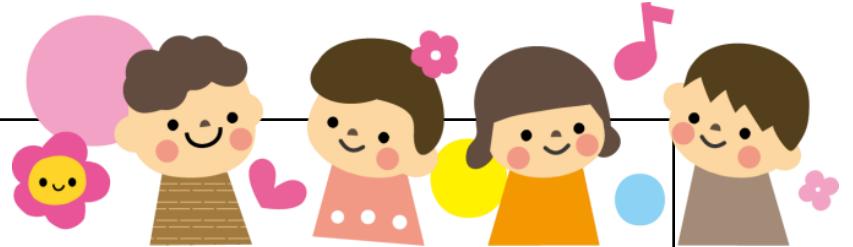
# 1 手当を受給できるとき

次のいずれかの児童を養育している父または母に該当するとき(あるいは父母にかわって養育するとき)

- ① 父と母が婚姻を解消した児童  
(事実上の婚姻関係(※1)の解消を含む)
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度(※2)の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が配偶者からの暴力によって裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 父または母から1年以上遺棄(※3)されている児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童(孤児など)

# 2 手当を受給できないとき (受給ができなくなる時)

申請者(受給者) または 対象児童が	① 日本国内に住所を有していないとき
対象児童が	① 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき ② 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計を同じくしているとき (父または母が重度障がいの場合を除く) ③ 父または母の配偶者に養育されているとき(婚姻の有無を問わず、事実上の婚姻関係(※1)を含む) ④ 児童福祉施設等に入所しているとき



## ※1 “事実上の婚姻関係”とは

異性の方(元配偶者、事実上の配偶者またはそれに準ずる方)と同居している状態や、住民票が同居地にあるとき、または同居地でなくとも実際に同居していたり、定期的・頻繁な訪問や生活費の援助を受けている場合。

## ※2 “政令で定める程度”の障がいとは

国民年金または厚生年金保険法1級相当の障がい。

## ※3 “遺棄”とは

子どもが置き去りまたは放置され、顧みられていない状態。

## 公的年金を受給されている方へ

(公的年金とは・・・遺族年金、障害年金、老齢年金、  
労災年金、遺族補償など)

### ■児童扶養手当と公的年金の併給について

平成26年12月の以降、公的年金の支給額が児童扶養手当額よりも低い場合はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

- ・母子家庭で、離婚後に児童の父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・父子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ひとり親家庭の父母に代わり児童を養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している場合 など

令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

申請については、高畠町福祉こども課子育て支援係までご相談ください。

### 3 手当額と所得制限について

児童扶養手当には所得制限があり、申請者(受給者)の所得額により、全部支給または一部支給もしくは支給停止となります。また、扶養義務者の所得額が限度額以上の場合は支給停止となります。

対象児童数	全部支給額(月額)	一部支給額(月額)
1人	44,140円…①	44,130円 ~ 10,410円
2人	(①に10,420円が加算) 54,560円…②	54,540円 ~ 15,620円
3人	(②に増加1人に付き6,250円ずつが加算) 60,810円	60,780円 ~ 18,750円

#### ●申請者(受給者)の所得制限額表

扶養親族数	全部支給	一部支給	支給停止
0人	490,000円以下	490,001円 ~ 1,920,000円	1,920,001円以上
1人	870,000円以下	870,001円 ~ 2,300,000円	2,300,001円以上
2人	1,250,000円以下	1,250,001円 ~ 2,680,000円	2,680,001円以上
3人	1,630,000円以下	1,630,001円 ~ 3,060,000円	3,060,001円以上
4人	2,010,000円以下	2,010,001円 ~ 3,440,000円	3,440,001円以上
5人	2,390,000円以下	2,390,001円 ~ 3,820,000円	3,820,000円以上

※申請者(受給者)の所得から控除額(障がい者控除、医療費等)を差し引いた所得による制限額です。

#### ●扶養義務者の所得制限限度額表

扶養親族数	配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
4人	3,880,000円
5人	4,260,000円

#### ※「扶養義務者」とは

申請者(受給者)と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等です。住民票を分離して同居している場合、または、実際には同居していても住民票上同居となっている場合は原則として所得制限の対象となります。



#### ◆新規認定請求時の所得の判定について

1月～9月に申請をされる方は申請日の前々年の所得(令和5年1月～9月に申請の場合令和3年分の所得) 10月～12月に申請される方は申請日の前年の所得(令和5年10月～12月に申請の場合令和4年分の所得)で判定します。

#### ◆養育費について

養育費の受取があった場合は受取総額の8割を所得に加算して判定します。

## 4 手当の支払について

手当の支払いは年6回あり、それぞれ支払月の前月までの2ヶ月分の手当が振り込まれます。  
(支払日は11日です。支払日が土・日・祝祭日の場合はその直前の平日が支払日となります。)

- ① 5月…3月～4月分      ② 7月…5月～6月      ③ 9月…7～8月分  
④ 11月…9月～10月分      ⑤ 1月…11月～12月分      ⑥ 3月…1月～2月分

### ◆手当の支給開始

・手当の支給開始月は認定請求(申請)をした日の翌月となります。

### ◆手当の支給終了

- ・手当は対象児童が18歳に達した年度末まで支給されます(対象児童が障がい児であるときは、申立てをおこなうことで20歳に達した月分まで支給される場合があります)。
- ・ただし、手当を受給できなくなる事由が発生した場合等はこの限りではありませんので「2 手当を受給できないとき」を参照してください。

## 5 受給中におこなう届出

### ●手当の継続受給に必要な手続き

#### ①現況届

児童扶養手当の受給者には、毎年8月に現況届を提出していただきます。現況届とは、受給者や扶養義務者の所得額及び受給資格を確認するための届出であり、これにより11月分から翌年10月分までの手当の支給について審査されます。

#### ②一部支給停止適用除外事由届

児童扶養手当は、受給期間が5年を経過する等の要件に該当する場合、適用除外事由(就業あるいは就職活動を行っている、求職活動ができない事情がある等)に該当する場合を除いて、手当額の1/2が支給停止となります。この届出は、受給者から、一部支給停止が適用されない事由について申告いただくものです。

上記については、毎年7月末に案内を送付しますので、受付期間内に必ずお手続きください。

- ②「一部支給停止適用除外事由届」は該当者の方に現況届と一緒に送付します。  
なお、必要書類の提出がない場合は手当が受けられない場合もありますのでご注意ください。

### ●その他、届出が必要なとき

次のような場合は届出が必要です。

手続きに必要なものをご案内いたしますので、担当係までご連絡ください。

- ① 手当を受給することができなくなる事由が発生したとき (「2 手当を受給できないとき」参照)
- ② 対象児童の数に増減があったとき
- ③ 受給者や対象児童の氏名が変わったとき
- ④ 住所が変わったとき
- ⑤ 手当の振込先口座を変更したいとき
- ⑥ 証書を紛失したとき
- ⑦ 所得の高い扶養義務者と生計をともにしたり別にしたとき
- ⑧ 公的年金の受給を開始したとき、または受給額が変更したとき



お問い合わせ先…高島町福祉こども課 子育て支援係 TEL:52-2864(直通)